

令和6年度大蔵村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を開始する際の経済的な負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資する目的に交付する大蔵村結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、大蔵村補助金等の適正化に関する規則(平成8年規則第5号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届が受理された日において夫婦のいずれもが39歳以下である世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに取得し又は賃借した村内の住宅(以下「新居」という。)に要した費用のうち、当該住宅の取得費又は賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分に相当する額を除く。
- (3) 引越費用 新居に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が村内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦の所得(交付申請の時点で取得できる最新の所得証明書を基に、夫婦の所得金額を合算した額をいう。)が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した夫婦の所得額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た金額が500万円未満であること。

- (4) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、申請日において村税等の滞納がないこと。
 - (5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による住宅扶助を受けていないこと。
 - (6) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
 - (7) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
 - (8) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、大蔵村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等でないこと。
- 2 前年度に令和 5 年度大蔵村結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和 5 年要綱第 55 号。以下この項において「要綱」という。）により新婚世帯として補助金の交付を受けた世帯であって、要綱第 4 条に定められた補助上限額に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額とし、次の各号に掲げる金額を上限とする。この場合において、年齢区分は、夫婦いずれかの高い方により判定する。ただし、前条第 2 項に該当する補助対象者は、令和 5 年度の補助上限額から令和 5 年度に受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

- (1) 29 歳以下の場合 1 世帯当たり 60 万円
- (2) 39 歳以下の場合 1 世帯当たり 30 万円

2 前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大蔵村結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明）
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 世帯全員の所得証明書又は非課税証明書
- (4) 世帯全員の納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- (6) 新居の契約書の写し
- (7) 新居を賃借し、住宅手当の支給を受けている場合は、住宅手当支給証明書
- (8) 住居費を支払ったことを証する書類

- (9) 引越費用を支払ったことを証する書類
- (10) リフォーム費用を支払ったことを証する書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
(交付決定通知等)

第6条 村長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、大蔵村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めるときは、大蔵村結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付を請求するときは、交付決定後1月以内に大蔵村結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 村長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 村長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に関わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告等)

第10条 村長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。